

KPMG Insight

KPMG Newsletter
September 2015

メコン流域諸国の投資環境 第5回
タイの最近の投資動向



A collage of various KPMG service offerings and industry terms, including Audit, Tax, M&A, IFRS, CSR, Advisory, and Governance, along with regional focus words like Asia, Global, and specific countries like Thailand, India, and Australia.

Volume
14

メコン流域諸国の投資環境 第5回 タイの最近の投資動向

KPMG タイ バンコク事務所

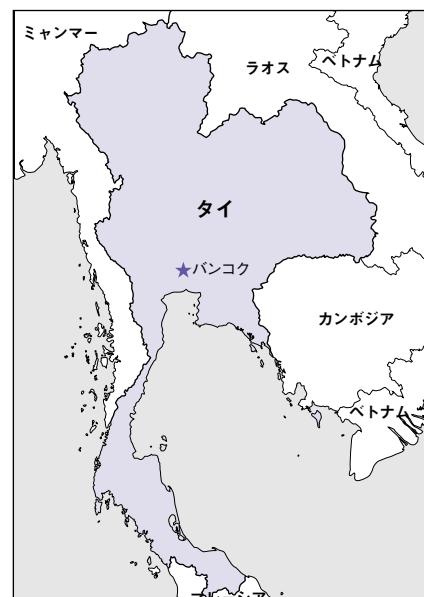
アソシエイトディレクター 柴田 智以

ASEANは2013年に「日・ASEAN友好協力40周年」を迎え、さらに2015年末を目指す。ASEAN全体で約6億人の人口を有する一大経済圏としての成長目覚ましく、製造拠点としてのみならず、内需を狙った消費市場としても注目され、日本企業の投資も急増しています。

タイは、AECのなかでも中心的な立地にあり、その地理的優位性を活かしてAECで中心的な役割を担うことを目指しています。既に中進国となったタイでは、国内産業構造の転換・国際的競争力の向上を目的として、本年から新たな投資奨励制度が導入されました。

第5回となる本稿は、その新たな投資奨励制度の目玉として注目される国際地域統括本部（IHQ：International Headquarters）および国際貿易センター（ITC：International Trading Centers）の概要を解説します。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。

しばた ともり
柴田 智以KPMG タイ
バンコク事務所
アソシエイトディレクター

【ポイント】

- タイは、これまで地方の雇用創出を目的として、法人税の免除などの投資奨励措置を製造業に対して手厚く与えてきた。その結果、外資企業からの投資が相次ぎ、自動車・エレクトロニクス産業を中心として一大製造拠点となるまでに成長し、失業率もここ数年間は1%を下回る水準となった。
- タイは既に中進国となったものの、それ以上の持続的な発展には国際的競争力のある産業構造への転換が必須であること、また、2013年のタイ全土を対象とした最低賃金の引き上げによって周辺諸国に比べてコスト競争力が弱まったことに伴い、投資奨励制度も大幅な見直しを余儀なくされることになった。本年から導入された新投資奨励制度では、製造業でも付加価値の高い産業に限って法人税の免除などの投資奨励措置が与えられるようになった。
- 一方で、研究開発や先進技術とともに多国籍企業の経営管理機能をタイに呼び込むため、国際地域統括本部（IHQ）や国際貿易センター（ITC）の奨励制度が新たに導入された。
- 地域統括機能の奨励制度は、従来より存在したものの、事業規制や税務インセンティブの要件充足のハードルが高かったことから活用が進まなかった。実質的に本年5月から導入された新しい地域統括機能の奨励制度においては、事業規制が緩和されるとともに、外国人社員の個人所得税の軽減措置などの税務インセンティブの適用要件を大幅に緩和しており、多くの企業から注目を集めている。

I 新投資奨励制度の導入の背景

1. 従来の投資奨励制度の概要

タイは、これまで産業の地方分散、地方の雇用創出、失業率の低下を主な目的として、タイ全土を3つのゾーンに分け、法人税の免除などの税務インセンティブを地方により手厚く与える投資奨励を実施してきました。また、その投資奨励の対象は主に製造業であり、製造業であればほとんどの業種で、その投資地域（ゾーン）別に一律に定められた税務インセンティブを享受することができました。

その結果、外資企業からの投資が相次ぎ、自動車・エレクトロニクス産業を中心とした一大製造拠点として発展し、そのサプライチェーンの基盤も確立されました。これにより地方の工業団地に投資が分散されて地方の雇用が創出され、タイ全土の失業率は、少なくとも直近3年間は1%未満という水準となっています。

タイは既に1人当たりGDPが5,000ドルを超え、中進国となったものの、それ以上の持続的な発展には国際的競争力のある産業構造への転換が必要であること、また、2013年1月よりタイ全土を対象に最低賃金を1日300バーツへ大幅に引き上げた結果、周辺諸国に比べてコスト競争力が弱まったこともあり、投資奨励制度も大幅な見直しを余儀なくされることになりました。

2. 新たな投資奨励制度の概要

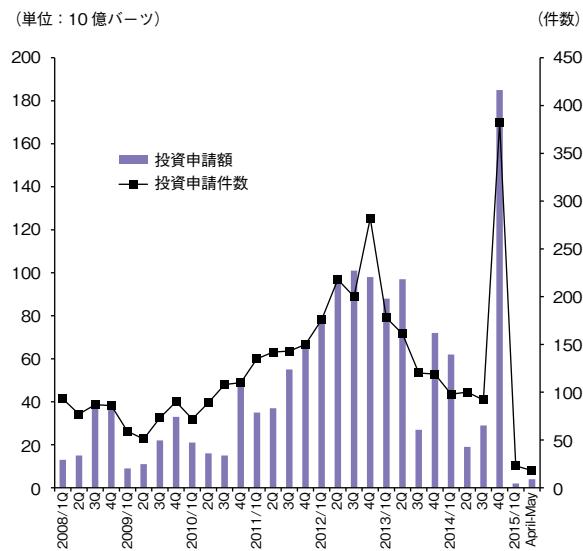
2015年1月1日より新しい投資奨励制度が導入されました。その新投資奨励制度においては、製造業に対して従来の投資地域（ゾーン）別に一律に定められた税務インセンティブを与えるのではなく、その業種別に、かつ、国際競争力の向上に資する付加価値が高い業種に対して手厚く法人税の免除などの税務インセンティブを与える一方、労働集約型や付加価値が高くないと認められる業種に対しては法人税の免除などの税務インセンティブの対象外、もしくは投資奨励の対象外とする方針に転換されました。

これにより、たとえば都市部から最も遠い地域として第3ゾーンに立地していた製造業は、従来の投資奨励制度のもとでは8年間の法人税の免除措置を一律に享受していたものの、新投資奨励制度のもとでは、その業種によって3年間または5年間しか法人税の免除措置が受けられない、もしくは法人税の免除措置がまったく受けられない、ひいては投資奨励の対象外となることもあります。

したがって、地方の工業団地などに立地する製造業にとっては、従来の投資奨励制度に比べ、新投資奨励制度のもとでは税務的恩典が縮小されるケースがほとんどとなります。従

来の投資奨励制度は、2014年末までにタイ投資奨励委員会（Board of Investment、以下「BOI」という）に申請受理された製造プロジェクト（計画ベース）まで適用されることから、2014年の年末にかけて、タイで製造業を営む会社の駆け込み申請が数多くなされました。この動きは、図表1の「BOIへの投資申請動向」に顕著に表れています。

図表1 「タイ投資委員会(BOI)への投資申請動向」



出典：タイ投資委員会

II 地域統括機能の奨励制度

1. 導入の背景

新投資奨励制度のもと、BOIは製造業に国際競争力の向上に資する付加価値が高い産業構造への転換を求める一方、本年末を目途に発足するASEAN経済共同体（以下「AEC」という）の中心国、かつ、地理的優位性を活かした国際物流のハブとなるべく、研究開発や先進技術とともに多国籍企業の経営管理機能をタイに呼び込むため、国際地域統括本部（以下「IHQ」という）や国際貿易センター（以下「ITC」という）という投資奨励制度を新たに導入しました。

タイには製造現場やサプライチェーンが存在することから、従来から地域統括機能をタイに置きたいという企業の声が多くありました。実際に地域統括機能を奨励する制度は2002年から導入されていますが、外資規制法に基づく事業規制や税務インセンティブの要件充足のハードルが高かったことから、外資企業がタイに地域統括会社を設置する動きがあまり進みませんでした。

その結果、シンガポールやマレーシアに地域統括機能を置

く外資企業が多く見受けられることとなりましたが、このたびはタイ政府も地域統括機能の重要性を再認識し、その動きをタイに呼び込むべく、企業にとって使い勝手の良い制度設計を、BOIだけでなく、歳入局やタイ中央銀行などの関連省庁と足並みを揃えて実施しました。

BOIは本年1月からIHQやITCの奨励制度を公表していたものの、歳入局がIHQやITCの事業活動に対して与える税務インセンティブの法令を公布したのが本年5月であったため、実質的には本年5月以降から本奨励制度が運用開始されています。

2. 従来の奨励制度との違い

従来はRegional Operating Headquarters(以下「ROH」という)という地域統括会社の奨励制度がありましたが、今回導入されたIHQおよびITCの奨励制度との主な違いは、以下のとおりです。

(1) 事業規制の緩和

① 販売業務

実務的に地域統括会社の設置を考えた場合、その機能としてグループの製造会社へ原材料や部品を供給する集中調達機能や、グループの製品を取りまとめて販売する販売統括機能が求められます。また、グループ会社へのサポート業務(サー

ビス業務)だけでは、その統括会社の駐在員の人事費をまかなうことが困難であり、統括会社を維持するためには、統括会社に販売機能、すなわち商流を通すことが一般的に求められます。

しかしながら、タイでは販売業務が外資規制法の規制対象となっており、原則として外資企業が販売業務を行うためには、その販売業務を卸売と小売に区分したうえで、それぞれについて1億バーツ以上の資本金が要求されます。

従来のROH制度では、統括会社に販売機能を持たせようとすると、最低でも1億バーツの資本金が要求されました。ところが、今回のIHQ制度では、グループ会社への原材料や部品の販売(集中調達機能)が奨励対象となったため、投資奨励を受ける要件として10百万バーツの資本金が必要とされるものの、1億バーツ以上の資本金は要求されないこととなりました。さらに、ITC制度を活用すれば、グループの製品を取りまとめて販売すること(販売統括機能)も可能となります(ただし、外資規制法上の卸取引に限ります)。

② 金融業務

実務上、統括会社にはグループ会社への資金融通や決済代行といった、グループの金融機能も当然にして求められます。タイではグループ会社への資金貸付等も外資規制法の規制対象となっており、また、外貨を取り扱う場合や国外送金を行う場合には、原則として取引の都度タイ中央銀行の承認

図表2 ROH制度とIHQ制度の比較 (BOIの投資奨励制度)

要件	ROH制度	IHQ制度
サービス提供先要件	タイを除く3ヵ国以上の関係会社	タイを除く1ヵ国以上の関係会社
関係会社の定義	25%以上の 資本関係を有する 親会社、子会社、 兄弟会社	直接または間接的に25%以上の資本関係 を有するすべての法人
資本金要件	THB10百万以上	
事業要件 (奨励対象業務)	関係会社に対する以下のいずれかの業務 1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 2. 調達関連サービス 3. 製品の研究開発 4. 技術サポート 5. マーケティングおよび販売促進 6. 人事管理、トレーニング 7. 財務管理、マーケティング、会計システム等のビジネスアドバイザリー 8. 経済・投資分析、調査 9. 与信管理 10. その他委員会で承認されたサービス	関係会社に対する以下のいずれかの業務 1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 2. <u>原材料および部品の販売</u> 3. 製品の研究開発 4. 技術サポート 5. マーケティングおよび販売促進 6. 人事管理、トレーニング 7. 財務管理、マーケティング、会計システム等のビジネスアドバイザリー 8. 経済・投資分析、調査 9. 与信管理 10. <u>トレジャリーセンター業務</u> 11. その他委員会で承認されたサービス
投資要件 (BOIの一般要件)	THB 1百万以上の新規の固定資産の取得 (契約期間3年以上のオフィス等のリース契約を含む)	

を得る必要があります。

従来のROH制度では、基本的に金融サービスは奨励対象となっていましたが、グループ会社への資金貸付等には個別に事業ライセンスの取得が要求され、かつ、外貨を取り扱う場合や国外送金を行う場合には、取引の都度タイ中央銀行の承認を得る必要がありました。

ところが、今回のIHQ制度では、外貨や国外送金を伴う取引についてはタイ中央銀行にトレジャリーセンター（Treasury Center、以下「TC」という）業務の許可を申請して認可を得る必要がありますが、グループ会社への資金融通や決済代行といったTC業務が奨励対象となったため、個別に事業ライセンスを取得することなく、グループ会社への金融サービスが実施可能となりました。

③ 従来のROH制度との比較（BOIの投資奨励制度）

BOIの投資奨励制度としての従来のROH制度と今回のIHQ制度における申請要件および奨励対象業務の違いは、図表2のとおりです。BOIの投資奨励制度としてIHQの認可を得た場合、主な恩典として、外資企業であっても奨励対象業務が外資規制法の規制対象外として取り扱われること、奨励対象業務に従事する外国人社員のワークパーミットやビザの優遇措置が与えられることが挙げられます。

（2）税務インセンティブの適用要件の緩和

従来のROH制度のもとでは、BOIの投資奨励制度とは別に、歳入局がROHの事業活動に対して法人税の減免やROHの業務に従事する外国人社員の個人所得税の軽減措置などを与えていました。

今回のIHQ制度でも、BOIの投資奨励制度とは別に、歳入局がIHQの事業活動に対して法人税の減免やIHQの業務に従

事する外国人社員の個人所得税の軽減措置などを与えることとしていますが、その税務インセンティブを受けるための要件として、主に以下の要件が緩和されています。

① 売上50%要件の撤廃

従来のROH制度のもとでは、税務インセンティブを受けるためには、そのROH会社の全体の売上のうち、海外の関係会社からのサービス収入（ロイヤリティ収入を含む）が50%以上であること（以下「売上50%要件」という）が要求されていました。

したがって、既存の事業会社が統括業務を行う場合や統括会社に商流を通す場合には、サービス収入以外の収入の割合が大きくなり、結果として売上50%要件を満たせず、税務インセンティブを放棄せざるを得ませんでした。

また、従来は、基本的にROH業務のみを行う会社を設立することが前提となっていましたが、今回のIHQ制度のもとでは、税務インセンティブの適用要件として売上50%要件が撤廃されたことから、既存の事業会社に統括機能を持たせる場合や統括会社に商流を通す場合でも、税務インセンティブを受けることができるようになりました。

② サービス提供先要件

従来のROH制度のもとでは、BOIの投資奨励制度の要件でも求められているように、税務インセンティブを受けるためには、タイを除く3カ国以上の関係会社にサービス提供を行うことが要求されました。また、その関係会社の定義は、原則として25%以上の資本関係を有する（ROH会社からみた）親会社、子会社もしくは兄弟会社に限定されていました。

今回のIHQ制度のもとでは、BOIの投資奨励制度の要件と同様に、税務インセンティブを受けるためには、タイを除く

図表3 ROH制度とIHQ制度の比較（税務インセンティブの要件）

要件	ROH制度		IHQ制度
	2002年版ROH (勅令No.405)	2010年版ROH (勅令No.508)	勅令No.586
売上50%要件	あり		N/A
サービス提供先要件	タイを除く3カ国以上の関係会社		タイを除く1カ国以上の関係会社 ^{(*)1}
資本金要件	THB 10百万以上		
経費要件	N/A	タイ国内にて 年間THB15百万以上の経費 またはTHB30百万以上の設備投資	タイ国内にて 年間THB15百万以上の経費
実質要件 ^{(*)2}	N/A	あり	N/A
給与要件 ^{(*)3}	N/A	あり	N/A
人事要件 ^{(*)4}	N/A	あり	N/A

(*)1) 直接または間接的に25%以上の資本関係を有する会社をいう。

(*)2) 海外の関係会社は、その国に事業所、取締役および従業員を有し、事業を営んでいること。

(*)3) ROH事業開始から3年目の末日までに、最低5名の従業員の年間平均給与（現物給与を含む）が、THB 2.5百万となること。

(*)4) ROH事業開始から3年目の末日までに、全従業員の75%以上が一定の知識・スキルを有するスタッフ（高卒以上）であること。

1カ国以上の関係会社にサービス提供をすればよいこととされました。さらに、その関係会社の定義も、親会社、子会社もしくは兄弟会社に限定されず、25%以上の資本関係を直接または間接に有するすべての法人が対象となりました。

③ 従来のROH制度との比較（歳入局による税務インセンティブ）

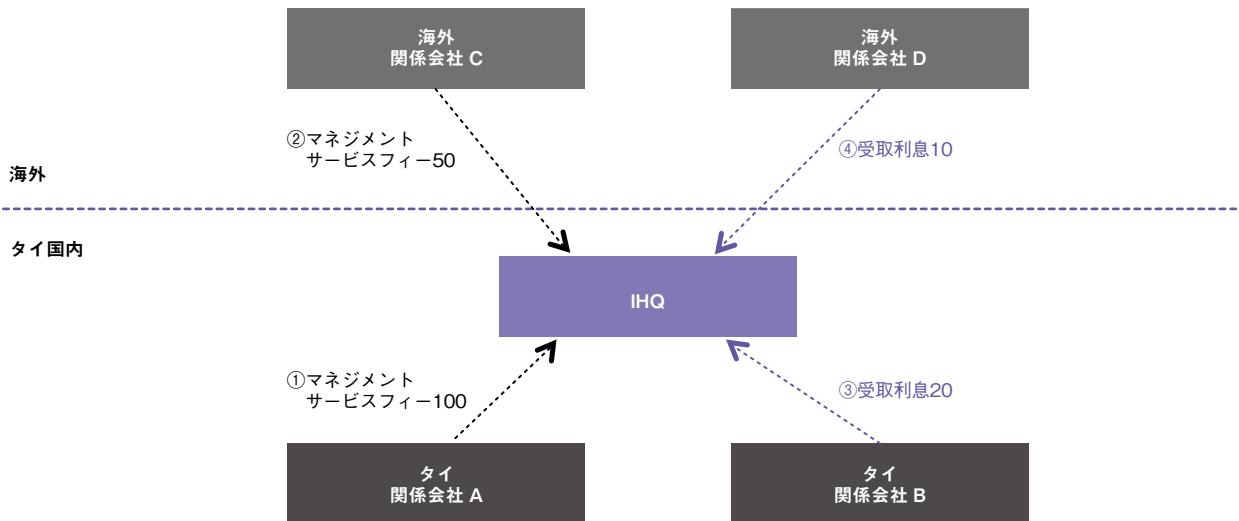
歳入局が法人税の減免やIHQの業務に従事する外国人社員の個人所得税の軽減措置などの税務インセンティブを与える要件について、従来のROH制度と今回のIHQ制度との違いは、図表3のとおりです。

図表4 IHQの税務インセンティブの概要

優遇税制措置の対象		優遇税制	適用期間	
法人税	海外の関係会社から受ける所得	管理・技術支援、金融サービス※	優遇税制措置を付与された事業年度から15事業年度 ^(*)	
		ロイヤルティー※		
		配当金		
	タイ国内の関係会社から受ける所得 (上記※の金額を限度)	管理・技術支援、金融サービス		
		ロイヤルティー		
	海外の関係会社の株式の譲渡益	免税		
源泉税	海外の関係会社への原材料・部品の売買利益 (いわゆるOut-Outの三国間貿易)	免税	—	
	海外の法人が受ける所得	IHQからの配当金 (上記の IHQ の免税所得から支払われたもの)		
		IHQからの一定の受取利息		
IHQの業務に従事する外国人社員(常勤)の個人所得税		15%	(*)と同期間	
関係会社への貸付利息にかかる特定事業税		免税	—	

(*) 今回の IHQ の優遇税制措置を定めた勅令 No.586においては、図表 3 に示す要件をひとつでも満たさなかった場合には、その年度についてのみ優遇税制措置が受けられないとしており、過年度および将来の優遇税制措置の適用に影響を及ぼさない措置となっている。

図表5 IHQの税務インセンティブ(法人税)の計算例



	①サービスフィー	②サービスフィー	③受取利息	④受取利息	合計
売上	100	50	20	10	180
費用	90	45	—	—	135
利益	10	5	20	10	45
適用税率	10 %	0 %	10 %	0 %	—
法人税	1	—	2	—	3

III 地域統括機能に対する税務インセンティブの概要

今回のIHQおよびITC制度のもとで、歳入局から与えられる税務インセンティブの概要は、以下のとおりです。

1. IHQの税務インセンティブ

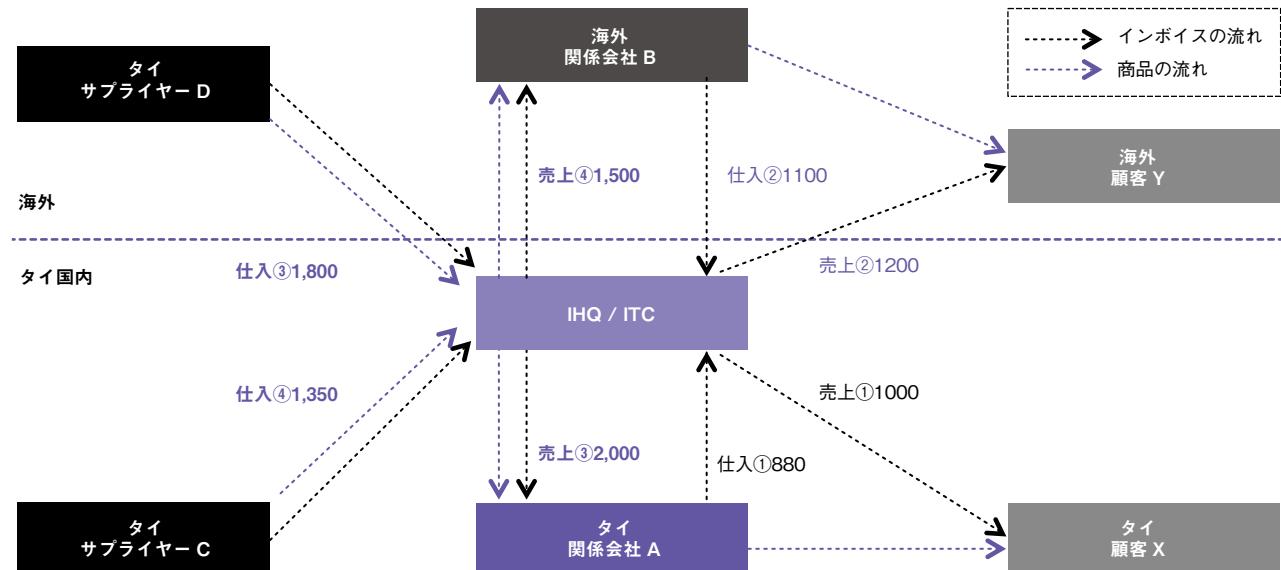
IHQの税務インセンティブの概要およびインセンティブ（法人税）の計算例は図表4および図表5のとおりです。

図表6 ITCの税務インセンティブの概要

優遇税制措置の対象			優遇税制	適用期間
法人税	タイ国外での商品売買（いわゆるOut-Outの三国間貿易）		免税	優遇税制措置を付与された事業年度から15事業年度 ^(*)
	海外の法人に対する国際貿易関連サービス（商品の調達・保管等）		免税	
源泉税	海外の法人が受ける所得	ITCからの配当金 (上記のITCの免税所得から支払われたもの)	免税	-
ITCの業務に従事する外国人社員（常勤）の個人所得税			15%	(*)と同期間

(*) 今回のITCの優遇税制措置を定めた勅令No.587においては、図表3に示す要件をひとつでも満たさなかった場合には、その年度についてのみ優遇税制措置が受けられないとされており、過年度および将来の優遇税制措置の適用に影響を及ぼさない措置となっている。

図表7 ITCの税務インセンティブ（法人税）の計算例



	①IN-IN取引	②OUT-OUT取引	③OUT-IN取引	④IN-OUT取引	合計
売上	1,000	1,200	2,000	1,500	5,700
仕入	880	1,100	1,800	1,350	5,130
利益	120	100	200	150	570
適用税率	20 %	0 %	20 %	20 %	-
法人税	24	-	4	30	94

図表8 IHQおよびITCの税務インセンティブの要件

① 税務インセンティブ全般

要件	International Headquarters ("IHQ")	International Trading Center ("ITC")
サービス提供先要件	タイを除く1ヵ国以上の関係会社 ^(*)	N/A
資本金要件		THB10百万以上
経費要件		タイ国内にて年間THB 15百万以上の販売費および一般管理費の支出

(*) 直接または間接的に25%以上の資本関係を有する会社をいう。

② 個人所得税の減免対象者

- IHQ / ITCの会社の正社員(出向者を含む)であること
- フォームSor.Yor.Khor.1のリスト(減税申請の対象となる外国人のリスト)に掲載されていること
- 暦年を通じて180日以上タイ国内に滞在していること
- IHQ / ITCの会社からワークパーミット・ビザの支給を受けていること
- IHQ / ITCの会社から課税所得ベースで年間THB2.4百万以上の給与(タイ滞在期間が1年末満の場合は月THB 200千)を受けていること

N 周辺国との地域統括会社に対する税務インセンティブの比較

今回のタイのIHQおよびITC制度の税務インセンティブを、地域統括会社に対して税務インセンティブを与えていたりいるシンガポールやマレーシアと比較すると、図表9のとおりとなります。

図表9は、各国との税務インセンティブの比較に重点を置いて作成したものであり、各制度の詳細については各国現地の専門家に確認されることをお薦めします。また、シンガポールについては当局との交渉で決まる部分が大きいため、図表9の数値はあくまで目安である点にご留意ください。

図表9 地域統括会社に対する税務インセンティブの各国との比較

各国の地域統括会社に対する奖励制度

	タイ	シンガポール	マレーシア
1. 事業統括	国際地域統括本部 (IHQ : International Headquarters)	地域統括本部 (RHQ : Regional Headquarters Award) 国際統括本部 (IHQ : International Headquarters Award)	地域統括本部 (Principal Hub)
2. 物流統括	国際貿易センター (ITC : International Trading Centers)	グローバル・トレーダー・プログラム (GTP : Global Traders Programme)	地域統括本部 (Principal Hub)
3. 金融統括	トレジャリーセンター (TC : Treasury Center)	金融・財務センター (FTC : Finance & Treasury Center Scheme)	トレジャリーマネジメントセンター (TMC : Treasury Management Center)

1. 事業統括業務に対する税務インセンティブ

	タイ	シンガポール	マレーシア
制度	IHQ	RHQ / IHQ	Principal Hub
現行法人税率	20%	17%	25% (賦課年度2016より24%)
主な税務恩典	法人税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外からの適格所得 (マネジメントサービス、ロイヤルティなど) は免税 (15年) ■ 国内からの適格所得 (マネジメントサービス、ロイヤルティなど) は10%に軽減 (15年) (海外からの適格所得を限度) ■ 関係会社からの配当収入の法人税は原則として免税 ■ 支払配当 (上記の免税所得から支払われたもの) の源泉税は免税 ■ 海外関係会社の株式譲渡益の法人税は免税 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外からの適格所得 (マネジメントサービス、ロイヤルティなど) の増加分について <ul style="list-style-type: none"> • IHQ (tier 1) : 0% に軽減 (最長15年) • IHQ (tier 2) : 5%, 10% に軽減 (5年～最長40年) • RHQ (tier 3) : 15% に軽減 (最長5年) ■ 配当収入の法人税は免税 ■ 支払配当の源泉税は免税 ■ 株式譲渡益の法人税は原則として免税
	個人所得税	15%に軽減 (15年)	恩典なし ※累進課税 (最高税率20%, 2017年度より22%)
主な要件	資本金	THB 10百万以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ (tier 1, 2) 3年内にSGD0.5百万以上 ■ (tier 3) 初年度にSGD0.2百万以上、3年内にSGD0.5百万以上
	経費	国内年間経費THB15百万以上	年間経費RM3百万～10百万以上
	業務提供	国外1ヵ国以上の関連会社・支店へ統括業務を提供	3種類以上の統括業務を国外3～5ヵ国以上のネットワーク企業 (資本関係問わず、サプライチェーンに含まれる企業を含む) へ提供
	雇用	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3年内に上位5人の経営幹部の平均年収がSGD10万以上、3年内に申請時より10名以上の専門職者 (少なくとも大学の学位を取得している者) を追加雇用 (*) ■ 国家技術資格2級以上を有する従業員を全従業員の75%以上雇用 (*) <p>(*) tier 1, 2 については、当局との交渉による</p>

図表9 地域統括会社に対する税務インセンティブの各国との比較 つづき

2. 物流統括業務に対する税務インセンティブ

		タイ	シンガポール	マレーシア
制度		ITC	GTP	Principal Hub
現行法人税率		20%	17%	25% (賦課年度2016より24%)
主な税務恩典	法人税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三国間貿易の所得は免税 (15年) ■ 國際貿易関連サービスの所得は免税 (15年) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貿易業務の所得は5%, 10%へ軽減 (5年+5年延長) もしくは10%へ軽減 (最大3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貿易業務の所得は0-10%へ軽減 (5年+5年延長)
	個人所得税	15%に軽減 (15年)	恩典なし ※ 累進課税 (最高税率20%, 2017年度より22%)	恩典なし ※ 累進課税 (最高税率25%)
主な要件	資本金	THB 10百万以上	N/A	RM2.5百万以上
	経費	国内年間経費THB15百万以上	年間国内経費が <ul style="list-style-type: none"> • SGD40百万以上: 法人税率5%へ軽減 (5年) • SGD3百万以上: 法人税率10%へ軽減 (5年) • SGD1.5百万以上: 法人税率10%へ軽減 (3年) 	年間経費RM3百万~10百万以上
	売上	N/A	年間売上が <ul style="list-style-type: none"> • SGD1,000百万以上: 法人税率5%へ軽減 (5年) • SGD250百万以上: 法人税率10%へ軽減 (5年) • SGD150百万以上: 法人税率10%へ軽減 (3年) 	年間RM300百万以上
	雇用	N/A	増加雇用数が <ul style="list-style-type: none"> • 18名以上: 法人税率5%へ軽減 (5年) • 4名以上: 法人税率10%へ軽減 (5年) • 3名以上: 法人税率10%へ軽減 (3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高付加価値専門職を15-50名採用 (月給RM5,000以上、半数以上はマレーシア人) ■ 経営戦略を担う経営職を3-5名採用 (月給RM25,000以上)
	その他	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三国間貿易を有する ■ 実際に商品の移動を伴う販売取引のうち非関連者が関与している取引が50%以上 ■ 関連会社の売上のうち製造事業の売上が20%以下 	N/A

図表9 地域統括会社に対する税務インセンティブの各国との比較 つづき

3. 金融統括業務に対するインセンティブ

		タイ	シンガポール	マレーシア
制度		IHQ (TC機能)	FTC	TMC
現行法人税率		20%	17%	25% (賦課年度2016より24%)
主な税務恩典	法人税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外からの適格所得(金融サービス)は免税(15年) ■ 国内からの適格所得(金融サービス)は10%へ軽減(15年)(海外からの適格所得を限度) ■ 関係会社への貸付利息に係る特定事業税は免税 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外からの適格所得(金融サービス)は5%, 10%へ軽減(5-10年) 	海外からの適格所得(金融サービス)は70%免税(5年) 国内からの適格所得(金融サービス)は70%免税(5年)(適格所得の約20%を限度)
	個人所得税	15%に軽減(15年)	恩典なし ※累進課税(最高税率20%, 2017年度より22%)	マレーシア滞在日数分のみ課税 ※累進課税(最高税率25%)
主な要件	資金	THB 10百万以上	N/A	RM0.5百万以上
	経費	国内年間経費THB15百万以上	国内年間経費SGD0.75百万以上	国内年間経費RM1.5百万以上(支払利息、減価償却費除く)
	業務提供	国外1ヵ国以上の関連会社・支店へ統括業務を提供	国外3ヵ国以上の関連会社に3種類以上の金融サービスを提供	国外3社以上の関連会社に金融サービスを提供
	雇用	N/A	専門スタッフ3名以上雇用	専門スタッフ3名以上雇用
	その他	タイ中央銀行の承認が必要な取引を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 資本が欠損となっていないこと ■ 資金管理およびリスク管理を以下の関係会社に対して行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・タイ、ベトナムまたは近隣諸国に所在する3以上の関係会社 ・タイに所在する2以上の関係会社および国外に所在する2以上の関係会社 ■ 関係会社が相当規模の国際的取引を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ サンセット条項 ■ 2016年3月31日までに申請及び承認 	N/A

メコン流域諸国の税務（第2版） タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー



2014年10月刊

【編】KPMG／あずさ監査法人
【監修】藤井 康秀
中央経済社
570頁 6,200円(税抜)

メコン流域諸国はASEANの中でも成長目覚ましく、日本企業の投資も急増しています。一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となってきています。そのため、投資国の税務についての詳細な情報を入手して、十分に備えることが必要です。第2版では、初版で取り上げたタイ、ベトナム、カンボジア、ラオスのほかにミャンマーを加え、5カ国を対象として、現地での経験と実務を踏まえ、税務・投資情報を体系的にわかりやすく解説しています。

本書の特徴

- 各国の税法を網羅的かつ体系的に整理
- 実務に基づく解釈と留意点を詳細かつ明確に解説
- 理解を補助するための豊富な図解

【バックナンバー】

「メコン流域諸国の投資環境」

第1回 ミャンマーの投資関連法規

(KPMG Insight Vol.10/Jan.2015)

第2回 ミャンマーの税法の概要

(KPMG Insight Vol.11/Mar.2015)

第3回 カンボジアの投資法制と税制概要

(KPMG Insight Vol.12/May.2015)

第4回 ラオスの投資法制と税制概要

(KPMG Insight Vol.13/July.2015)

タイへの進出を検討されている、あるいは事業展開されている企業の皆様に、現地での事業活動に役立つと思われる投資、税法、労務等について情報提供しています。ご入用の場合は、あずさ監査法人 GJP (03-3266-7543) または、CountryDesk@jp.kpmg.comまでご連絡ください。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG タイ
バンコク事務所
アソシエイトディレクター 柴田 智以
TEL: +66-2-677-2563
tshibata1@kpmg.co.th

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.